

岩手県収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定による裁決書の送達について、送達を受けるべき土地所有者及び関係人の所在が不分明のため送達することができないので、次のとおり告示する。

令和2年4月17日

岩手県収用委員会

会長 八木橋 伸之

1 送達すべき書類 一般国道342号改築工事（白崖工区・岩手県一関市花泉町涌津字下吉田地内から同市花泉町永井字三本木地内まで）に伴う収用事件に係る裁決書の正本

2 送達を受けるべき土地所有者及び関係人の最後の住所及び氏名

最後の住所	氏名
不明	不明。ただし、土地登記記録の表題部所有者は後藤源藏外35名

3 収用し、又は使用すべき土地等の表示

(1) 収用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	収用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県一関市花泉町永井字大沢田	191番2	ため池	347㎡	347.08㎡	347.08㎡	ため池

(2) 使用すべき土地等の表示

土地の所在	地番	地目	土地登記簿の地積	実測地積	使用すべき土地の面積	実地の状況
岩手県一関市花泉町永井字大沢田	191番4	ため池	15㎡	15.34㎡	15.34㎡	ため池
	191番5	ため池	1.12㎡	1.12㎡	1.12㎡	ため池

4 送達すべき書類の保管 岩手県収用委員会事務局において保管しているので、来庁の上、その交付を受けること。

付記 上記の書類を受領しないときは、令和2年5月7日をもって送達があったものとみなされます。